給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第７号
山形県長井市勧進代1247番地の１
再生債務者　金田　洋一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月11日まで
平成22年４月20日　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（再ロ）第２号
埼玉県川口市青木５丁目７番17―102号　川口青木第２ローヤルコーポ、住民票上の住所　川口市青木５―７―12―101
再生債務者　星　　克巳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月11日まで
平成22年４月20日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１０１５３号
東京都荒川区西尾久２―５―５
再生債務者　桐　　浩一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月12日まで
平成22年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第６号
山口市鋳銭司1694番地２
再生債務者　石井　　裕
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月18日まで
平成22年４月20日　　山口地方裁判所

平成２１年（再ロ）第１３号
高知市一宮しなね１丁目22番41号
再生債務者　西内　伸介
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月17日まで
平成22年４月19日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第５８号
大阪府枚方市長尾東町２丁目21番５号
再生債務者　有松　浩重
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月18日まで
平成22年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１号
島根県益田市赤城町12番18号
再生債務者　社河内本憲
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月18日まで
平成22年４月20日　松江地方裁判所益田支部

平成２１年（再ロ）第１号
福岡県大牟田市山上町４番地１コアマンション山上倶楽部302号
再生債務者　米良　　聡
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月19日まで
平成22年４月21日
福岡地方裁判所大牟田支部

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。
平成 22 年４月 22 日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　井上　啓一

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
常磐自動車道	つくばＪＣＴ	改築工事	平成22年４月23日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	茨城県つくば市新井から茨城県つくば市梶内まで	新設工事	平成22年４月23日

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 22 年４月１日
法務省共済組合代表者
法務大臣　千葉　景子

第17条に次の１項を加える。
２　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。
第31条第１項の表中「$\frac{31.70}{1,000}$」を「$\frac{37.98}{1,000}$」に、「$\frac{3.85}{1,000}$」を「$\frac{3.99}{1,000}$」に、「$\frac{63.40}{1,000}$」を「$\frac{75.96}{1,000}$」に、「$\frac{7.70}{1,000}$」を「$\frac{7.98}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{31.70}{1,000}$」を「$\frac{37.98}{1,000}$」に、「$\frac{3.85}{1,000}$」を「$\frac{3.99}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{31.70}{1,000}$」を「$\frac{37.98}{1,000}$」に、「$\frac{0.65}{1,000}$」を「$\frac{0.84}{1,000}$」に改める。
附則第６条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に、「附則第６条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。
附　則
１　この変更は、平成22年４月１日から施行する。
２　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 22 年４月１日
刑務共済組合代表者
法務大臣　千葉　景子

第17条に次の一項を加える。
２　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。
第26条第１項の表中「$\frac{3.86}{1,000}$」を「$\frac{5.01}{1,000}$」に、「$\frac{7.72}{1,000}$」を「$\frac{10.02}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{3.86}{1,000}$」を「$\frac{5.01}{1,000}$」に改める。
附　則
１　この変更は、平成22年４月１日から施行する。
２　変更後の第26条第１項及び第２項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。